

# 「新之助」デザイン等使用管理要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、新潟県に商標権及び著作権が帰属する「新之助」の基本パッケージデザイン、ロゴマーク、プロダクトスローガン等（以下「デザイン等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

## （使用許可及び管理を行う機関）

第2条 デザイン等の使用許可及び管理は、新潟県が行う。

## （使用権限）

第3条 デザイン等は、次の場合に使用できるものとする。

- （1）米穀販売業者等が「新之助」の販売のため米袋に使用するとき
- （2）その他、「新之助」の認知度向上等のため米袋以外に使用するとき

## （表示）

第4条 前条の規定によるデザイン等の表示は、別記「新之助デザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

- 2 前条（1）の場合は、原則としてマニュアルに定めた米袋用統一デザインを使用するものとする。

## （使用の申請）

第5条 第3条（1）の目的でデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ新潟県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）に対して「新之助」デザイン等使用申請書（米袋用）（別記様式1-1）を提出しなければならない。

- 2 第3条（2）の目的でデザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ農林水産部長に「新之助」デザイン等使用申請書（別記様式1-2）を提出しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の手続きを省略することができる。

- （1）報道機関がデザイン等を報道の目的で使用するとき。
- （2）その他、農林水産部長が必要と認めたとき。

## （使用の許可）

第6条 農林水産部長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は「新之助」デザイン等使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可するものとする。

- （1）デザイン等の使用が、マニュアルに合致していないと認められるとき。
- （2）デザイン等の使用が、「新之助」のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- （3）デザイン等の使用が、法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。

- (4) デザイン等が、宗教的行事、政治活動等に使用される恐れがあると認められるとき
- (5) デザイン等を使用しようとするものが、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) その他、農林水産部長がデザイン等の使用について適当でないと認めるとき。

2 前項の審査基準に該当する場合は、「新之助」デザイン等使用不許可書（別記様式3）により通知する。

3 農林水産部長は、第1項の規定によりデザイン等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

#### （使用上の遵守事項）

第7条 デザイン等の使用許可を受けた者（以下「デザイン等使用者」という。）は、デザイン等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 米穀の包装を目的に使用する場合は、「新之助」区分集荷・販売実施ガイドラインにおける食味・品質基準を満たさない米穀をデザイン等を使用した米袋に包装しないこと。

(2) デザイン等使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的に使用しないこと。

(3) 関係法令を遵守すること。

(4) デザイン等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。

(5) 新潟県がデザイン等の使用に関し調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答すること。また、新潟県に提出を求められた商品及びその他資料を提出すること。

(6) デザイン等の使用に当たり、故意又は過失により新潟県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を新潟県に賠償すること。

#### （適正使用の確保）

第8条 農林水産部長は、デザイン等の使用状況について、デザイン等使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

#### （使用許可の変更）

第9条 デザイン等使用者は、使用許可を受けた事項に変更が生じるときは、「新之助」デザイン等使用許可変更申請書（別記様式4）に必要な書類を添えて農林水産部長に提出し、改めて変更後の許可を受けなければならない。

#### （使用許可の取消し）

第10条 新潟県は、デザイン等使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許

可を取り消すことができる。

(1) デザイン等使用者がこの要領の規定に違反したとき

(2) デザイン等使用者が第6条第1項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき

2 前項の規定により使用許可を取り消す場合は、「新之助」デザイン等使用許可取消書(別記様式5)により行う。

3 第1項の規定により使用の許可が取消しになった者は、使用許可の取消し後すみやかに、商品等を廃棄しなければならない。

(責任の制限)

第11条 前条の規定により使用許可を取り消した場合において、デザイン等の使用者に損害が生じても、新潟県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

2 デザイン等の使用者が、デザイン等の使用又はデザイン等を付した商品の瑕疵によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、新潟県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(使用料)

第12条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 デザイン等使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は、新潟県が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月8日から施行する。

(別記様式1-1) (第5条関係)

## 「新之助」デザイン等使用申請書(米袋用)

平成 年 月 日

新潟県農林水産部長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

「新之助」デザイン等使用管理要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。  
なお、使用にあたっては、「新之助」デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(米穀の販売、米袋の販売など)
- 3 米穀の仕入れ先〔予定〕  
名称( ) 住所( )  
※ 米袋の販売の場合は記入不要
- 4 使用する形態(該当する番号に○を付けること。)  
(1) 新之助デザインマニュアルに示した米袋用統一デザインを使用し米袋を製作  
(2) 新之助デザインマニュアルに示した米袋用統一デザインに文字を入れる等の加工をして使用し米袋を製作  
※ この場合使用するデザインの見本(実物又は写真、図案等)を必ず添付すること。  
(3) 市販米袋を使用  
購入先名称( )
- 5 その他特記事項

(別記様式1-2) (第5条関係)

## 「新之助」デザイン等使用申請書

平成 年 月 日

新潟県農林水産部長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

「新之助」デザイン等使用管理要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。  
なお、使用にあたっては、「新之助」デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 申請者(法人、団体)の概要
- 2 使用目的(品目・イベント名など)
- 3 使用する形態  
※使用する資材、商品等の見本(実物又は写真、図案等)を必ず添付すること。
- 4 使用数量
- 5 その他特記事項

(別記様式2) (第6条関係)

農 業 第 号  
平成 年 月 日

(申請者) 様

新潟県農林水産部長

## 「新之助」デザイン等使用許可書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許可します。

なお、使用にあたっては、「新之助」デザイン等使用管理要領の規定を遵守してください。

### 記

- 1 申請者
- 2 使用許可番号
- 3 使用目的
- 4 使用する形態
- 5 その他特記事項

(別記様式3) (第6条関係)

農 業 第 号  
平成 年 月 日

(申請者) 様

新潟県農林水産部長

## 「新之助」デザイン等の使用不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった「新之助」デザイン等使用申請について、  
下記の理由により不許可としたので通知します。

記

不許可の理由

(別記様式4) (第9条関係)

平成 年 月 日

新潟県農林水産部長 様

住 所：(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)  
氏 名：(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名) ㊞  
担当者名：  
電話番号：  
E-mail：

### 「新之助」デザイン等使用許可変更申請書

平成 年 月 日に使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、「新之助」デザイン等使用管理要領第9条の規定により、その承認を申請します。

#### 記

- 1 使用許可番号
- 2 使用許可商品等
- 3 変更する事項  
※使用許可書及び変更後の商品等の見本(実物または写真、図案等)を必ず添付すること。
- 4 変更の理由
- 5 備考



(別記様式5) (第10条関係)

農 業 第 号  
平成 年 月 日

(申請者) 様

新潟県農林水産部長

## 「新之助」デザイン等の使用許可取消通知書

平成 年 月 日付で通知した「新之助」デザイン等使用許可について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

取消の理由